

京都大学高等教育研究開発推進センター規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第五十二号)

京都大学高等教育研究開発推進センター規程(平成十五年達示第四号)の全部を次のように改正する。

京都大学高等教育研究開発推進センター規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学高等教育研究開発推進センター(以下「高等教育研究開発推進センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 高等教育研究開発推進センターは、高等教育における教授法、教育課程、教育評価等、教授システムに関する実践的研究を行う。
2 高等教育研究開発推進センターは、本学の教育活動の改善について、専門的立場から助言及び協力を行う。
3 前二項に定めるもののほか、高等教育研究開発推進センターは、その研究成果に基づき高等教育研究開発推進機構の行う全学共通教育の企画、開発及び実施の支援を行う。

(センター長)

第三条 高等教育研究開発推進センターに、センター長を置く。
2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。
3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。
4 センター長は、高等教育研究開発推進センターの所務を掌理する。

(協議員会)

第四条 高等教育研究開発推進センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。
2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(運営委員会)

第五条 高等教育研究開発推進センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。
2 運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(部門)

第六条 高等教育研究開発推進センターに、次に掲げる部門を置く。

高等教育教授システム研究開発部門

全学共通教育カリキュラム企画開発部門

情報メディア教育開発部門

(研究科の教育への協力)

第七条 高等教育研究開発推進センターは、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。

教育学研究科

工学研究科

人間・環境学研究科

(事務組織)

第八条 高等教育研究開発推進センターの事務は、共通教育推進部において処理する。

(内部組織)

第九条 この規程に定めるもののほか、高等教育研究開発推進センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命するセンター長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十七年十二月十五日までとする。
- 3 次に掲げる規程は、廃止する。
 - 一 京都大学高等教育研究開発推進センター協議委員会規程（平成十五年達示第五号）
 - 二 京都大学高等教育研究開発推進センター運営委員会規程（平成十五年達示第六号）
 - 三 京都大学高等教育研究開発推進センター長候補者選考規程（平成十五年達示第七号）